

第 1 請求の受付

1 請求人

大垣市藤江町 7 丁目 44 番地	岡田 まさあき
大垣市赤坂新町 4 丁目 134 番地 1	野田 のりお
大垣市中野町 4 丁目 21 番地 3	長谷川 つよし
大垣市室町 2 丁目 22 番地	笹田 トヨ子

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成 27 年 3 月 26 日である。

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張の事実及び措置要求は次のとおりである。
以下、誤記について一部修正した部分もあるが、その他は原文のまま掲載する。
なお、事実証明書の添付は省略する。

1 監査対象とすべき行為等

大垣市議会議員である岡田まさあき、野田のりお、長谷川つよし、笹田トヨ子、A、Bの各人（以下、「本件各議員」という）が、平成 25 年度の大垣市議会委員会視察等の旅費として支給された金額の内、特別車両料金返還（精算）を大垣市が拒否している行為（怠る事実）。

2 当該行為等に係る関係機関

市長（及び、全ての公金の支出、債務その他の義務の負担に関する行為の担当者）。

3 当該行為等を違法又は不当とする理由又は根拠

(1) 平成 25 年（行ウ）第 8 号 大垣市違法公金支出返還請求事件における平成 27 年 1 月 8 日の判決文・付言において 14 ページの 12 行目から 15 行目の文章において『特別車両を利用しない旨の申し出をした議員らに対して特別車両料金を支給することは違法となる』と判断しました。

平成 25 年度は、本件各議員は市議会委員会視察において、特別車両を利用しない旨を申し出ています。また、大垣市議会事務局の担当職員は、視察の乗車券の手配に際し、本件各議員の特別車両を手配していません。

(2) 地方自治法第 242 条は、住民監査請求の根拠となります。

第 242 条の条文の「違法若しくは不当な公金の支出」に当たります。

また、平成 25 年度分の監査請求は、地方自治法第 242 条の第 2 項の「正当な理由があるとき」に当たり、当然な監査対象となります。

4 当該行為等に関して講ずべき必要な措置

本件各議員に支給した平成 25 年度の旅費の内、特別車両料金については、本件各議員から返還（精算）を受けること。

5 添付書面（事実証明書）

資料 1 平成 27 年 1 月 8 日判決文 写し

（平成 25 年（行ウ）第 8 号 大垣市違法公金支出返還請求事件）

資料 2 地方自治法第 242 条 写し

資料 3 平成 25 年度旅費（行政視察及び国への要望）

第 2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 27 年 4 月 8 日をもってこれを受理した。

第 3 監査委員の除斥

本件請求の受付時に監査委員であった田中孝典監査委員（平成 27 年 4 月 30 日付けで退任）及び平成 27 年 5 月 8 日付けで就任した粥川加奈子監査委員については、法第 199 条の 2 の規定に基づき除斥とした。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が提出した請求書の内容を総合的に判断すると、特別車両を利用しない旨を申し出ている議員に対し、大垣市（以下「市」という。）が特別車両料金を含む旅費を支給したことは違法であり、違法に支給された特別車両料金相当額について、市が返還請求をしていないことは、不当利得返還請求権を行使することを怠っていることになるということを主張していると解される。

よって、事実証明書として提出された資料 3 に記載されている市議会委員会行政視察等（以下「本件行政視察等」という。）において、岡田まさあき議員、野田のりお議員、長谷川つよし議員、笹田トヨ子議員、A 議員、B 議員（以下「本件各議員」という。）に支給された旅費の内、特別車両料金の支給が違法であるのか否かを監査対象とした。

監査対象とした本件行政視察等について、本件議員ごとにまとめたものが【表 1】である。

【表 1】

議員名	行政視察等 (日程)
岡田まさあき議員	国への要望 (平成 25 年 8 月 6 日～ 7 日)
	企画総務委員会行政視察 (平成 25 年 10 月 28 日～30 日)
野田のりお議員	国への要望 (平成 25 年 8 月 6 日～ 7 日)
	議会運営委員会行政視察 (平成 25 年 10 月 16 日～18 日)
	子育て支援日本一対策委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 7 日～ 8 日)
	文教厚生委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 11 日～13 日)
長谷川つよし議員	国への要望 (平成 25 年 8 月 6 日～ 7 日)
	子育て支援日本一対策委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 7 日～ 8 日)
	文教厚生委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 11 日～13 日)
笹田トヨ子議員	市民病院に関する委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 6 日～ 7 日)
	文教厚生委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 11 日～13 日)
A 議員	国への要望 (平成 25 年 8 月 6 日～ 7 日)
	議会運営委員会行政視察 (平成 25 年 10 月 16 日～18 日)
	建設環境委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 12 日～14 日)
B 議員	建設環境委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 12 日～14 日)
	国への要望 (平成 25 年 11 月 25 日～26 日)

2 監査対象部局等

議会事務局議事調査課、企画部人事課及び会計課を監査対象とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

平成 27 年 5 月 13 日に、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は新たな証拠を提出せず、請求の要旨の補足説明のみを行った。その際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、関係職員として、議会事務局長、議事調査課長、庶務グループ主幹が立ち会った。

4 監査対象部局等職員の事情聴取

平成 27 年 5 月 13 日に、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査対象部局等職員の事情聴取を行った。

議会事務局長、議事調査課長、庶務グループ主幹
企画部長、人事課長、人事研修グループ主幹
会計課長、出納グループ主幹

第 5 監査の結果

本件請求を却下する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

○ 旅費の支給があった日について

本件行政視察等における本件各議員に対する旅費の支給があった日について、関係資料を閲覧するとともに、監査対象部局等の職員に事情聴取することにより、【表 2】のとおり確認できた。

【表 2】

議員名	行政視察等 (日程)	旅費の支給があった日
岡田まさあき議員	国への要望 (平成 25 年 8 月 6 日～ 7 日)	平成 25 年 8 月 2 日
	企画総務委員会行政視察 (平成 25 年 10 月 28 日～30 日)	平成 25 年 10 月 24 日
野田のりお議員	国への要望 (平成 25 年 8 月 6 日～ 7 日)	平成 25 年 8 月 2 日
	議会運営委員会行政視察 (平成 25 年 10 月 16 日～18 日)	平成 25 年 10 月 10 日
	子育て支援日本一対策委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 7 日～ 8 日)	平成 25 年 11 月 1 日
	文教厚生委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 11 日～13 日)	平成 25 年 11 月 7 日
長谷川つよし議員	国への要望 (平成 25 年 8 月 6 日～ 7 日)	平成 25 年 8 月 2 日
	子育て支援日本一対策委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 7 日～ 8 日)	平成 25 年 11 月 1 日
	文教厚生委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 11 日～13 日)	平成 25 年 11 月 7 日
笹田トヨ子議員	市民病院に関する委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 6 日～ 7 日)	平成 25 年 10 月 31 日
	文教厚生委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 11 日～13 日)	平成 25 年 11 月 7 日
A 議員	国への要望 (平成 25 年 8 月 6 日～ 7 日)	平成 25 年 8 月 2 日
	議会運営委員会行政視察 (平成 25 年 10 月 16 日～18 日)	平成 25 年 10 月 10 日
	建設環境委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 12 日～14 日)	平成 25 年 11 月 7 日
B 議員	建設環境委員会行政視察 (平成 25 年 11 月 12 日～14 日)	平成 25 年 11 月 7 日
	国への要望 (平成 25 年 11 月 25 日～26 日)	平成 25 年 11 月 21 日

2 監査委員の判断

本件請求の監査に当たり、請求書は平成 27 年 3 月 26 日に提出されているが、監査対象とした本件行政視察等が平成 25 年度に実施されたものであることから、住民監査請求の請求期間について審査した。

本件請求は、市が不当利得返還請求権の行使を怠っていることを「違法に財産の管理を怠る事実」と主張していると解されるものの、当該「怠る事実」がその先行行為として、「特別車両を利用しない旨を申し出ている本件各議員に対し、市が特別車両料金を含む旅費を支給したことが違法である」ことを根拠としたものであることから、最高裁判例 昭和 62. 2. 20 (※1) により、法第 242 条第 2 項の期間制限を適用すべきであると判断する。

このことにより、本件行政視察等における本件各議員に対する旅費の支給について確認したところ、【表 2】のとおり、平成 25 年 8 月 2 日から平成 25 年 11 月 21 日までの間に終わっており、請求書が提出された平成 27 年 3 月 26 日には既に当該行為があった日から 1 年以上経過していることが認められた。

また、請求人自身に当該特別車両料金が支給されていることから、最高裁判例 平成 14. 9. 12 (※2) により、当該行為があった日から 1 年以上経過していることについての法第 242 条第 2 項ただし書にいう正当な理由がないものと判断する。

以上のとおり、本件請求は、当該行為のあった日から 1 年を経過しており、正当な理由がないことから、法第 242 条第 2 項の規定により却下するものである。

○ 最高裁判例

※1 (昭和 62. 2. 20 判決 昭和 57 (行ツ) 164)

財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権を行使していないことをもって怠る事実とする住民監査請求については、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年の期間制限に服する。

※2 (平成 14. 9. 12 判決 平成 10 (行ツ) 69)

特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力を持って調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度の当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。